

**産業廃棄物収集運搬業・
特別管理産業廃棄物収集運搬業
(積替え・保管を含まない。)**

変更届出要領

令和 7 年 2 月

兵	庫	県
神	戸	市
姫	路	市
尼	崎	市
明	石	市
西	宮	市

はじめに

産業廃棄物処理業者は、事業を廃止した場合又は氏名、役員、事業の用に供する施設等を変更したときは、10 日以内（登記事項証明を要する変更届については 30 日以内）にその旨を都道府県知事（政令市長）に届出なければなりません。この届出要領は、積替え保管を含まない産業廃棄物収集運搬業の**変更届用**です。届出に際しては、あらかじめこの要領をよく読んで届出書類の作成にあたるようにしてください。

なお、届出をしなかった場合、又は虚偽の届出をした場合、処罰されることがありますので注意してください。

産業廃棄物処理業者とは、廃棄物処理法第 14 条第 1 項の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者又は第 6 項の許可を受けた産業廃棄物処分業者の総称です。届出書はこれらの許可を受けた者に共通するものとして、様式が定められています。

目次

1 届出が必要となる変更	P2
2 届出書の提出先	P2
3 変更前の確認事項	P4
4 届出手続	P5
5 書換え交付（または再交付）申請について（兵庫県の場合のみ）	P6
6 よくある質問	P6
変更届添付書類チェック表	P7
記載例	P10
役員等の変更	P11
車両の変更	P16
書換え交付申請・再交付申請	P20
届出・申請様式	P23
石綿含有産業廃棄物についての許可証の記載に係る取扱いについて	P40

＜様式等のダウンロードについて（兵庫県への届出の場合）＞

「兵庫県電子申請共同運営システム（e-ひょうご）」のページ（下記アドレス）の「手続一覧」の上から 8 つ目「産業廃棄物収集運搬業廃止・変更届、書換え申請及び再交付申請（特別管理産業廃棄物収集運搬も含む）」をクリックし、「ダウンロードファイル」から様式等をダウンロードしてください。

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/navi/procList.do?fromAction=10&govCode=28000&keyWord=417>



（2次元コード）

1 届出が必要となる変更

事業の全部若しくは一部を廃止した場合、又は次に掲げる事項を変更したときは、10日以内（登記事項証明を要する変更届については30日以内）にその旨を都道府県知事（政令市長）に届け出なければなりません。

①氏名又は名称

②役員等（具体的には次に掲げる者を言います。）

- 法定代理人
- 役員
- 政令で定める使用人
- 発行済株式総数の5%以上の株を保有している株主
- 総出資額の5%以上の額に相当する出資をしている者

③事務所及び事業場の所在地（住所を含む）

④事業の用に供する施設（車両・駐車場を含む）並びにその設置場所及び構造又は規模

役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます（廃棄物処理法施行規則第2条第7号チ）。

※役員等の氏名や住所が変更になった場合、役職等の内部における変更（監査役→取締役、取締役→代表取締役）、5%以上の株式保有の範囲で株式保有割合の変更があった場合は、届出不要です。

2 届出書の提出先

変更届の提出先は、当該許可を受けた政令市もしくは県民局です。

○兵庫県

1 届出書の提出先（県民局）について

変更届については、以前に許可を受けた県民局に提出してください。不明の場合は、許可証の**兵庫県知事印の下部に「〇〇県民局」と押印**がありますので、ご確認ください。また、許可番号の左から5桁目の県民局コードでも確認できます。

（例：02802012345の場合、西播磨県民局に提出する。）

受 付 県 民 局（住所／電話番号）	コード （許可番号5桁目）
阪神北県民局 環境課 TEL(0797)83-3146 〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15	1又は3
東播磨県民局 環境課 TEL(079)421-1101 〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1	4
北播磨県民局 環境課 TEL(0795)42-5111 〒673-1431 加東市社字西柿1075-2	5
西播磨県民局 環境課 TEL(0791)58-2100 〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25	→ 2又は6
但馬県民局 環境課 TEL(0796)23-1001 〒668-0025 豊岡市幸町7-11	7
丹波県民局 環境課 TEL(0795)72-0500 〒669-3309 丹波市柏原町柏原688	8
淡路県民局 環境課 TEL(0799)26-2072 〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5	9

○神戸市

〒 651-0086 神戸市中央区磯上通 7-1-5 (三宮プラザEAST 2階)

神戸市環境局 事業系廃棄物対策課

TEL (078)595-6191

○姫路市

〒 670-8501 姫路市安田 4丁目 1番地 (東館 3階)

姫路市農林水産環境局美化部 産業廃棄物対策課

TEL (079)221-2405

○尼崎市

〒 660-8501 尼崎市東七松町 1-23-1 (中館 9階)

尼崎市経済環境局環境部 産業廃棄物対策担当

TEL (06)6489-6310

○明石市

〒 674-0053 明石市大久保町松陰 1131 明石クリーンセンター管理棟 2階

明石市市民生活局環境室産業廃棄物対策課

TEL (078)918-5784

○西宮市

〒 662-0934 西宮市西宮浜 3丁目 8 (環境事業部庁舎 2階)

西宮市環境局環境事業部 事業系廃棄物対策課

TEL (0798)35-0185

※注意

行政書士法により、行政書士でない者が、他人の依頼を受け、報酬を得て、官公署に提出する書類を業務として作成することはできません。(他の法律で特別の定めがある場合等は除きます。)

3 変更前の確認事項

届出事項を変更しようとする場合は、次の事項を確認してください。

(1) 車両を変更する場合

□ 適正な運搬ができる運搬車又は運搬船、運搬容器等を有する必要があります。

※ がれき類、鉱さい、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずは、土砂等積載禁止車両で運搬することはできません（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法）。

(2) 役員等を変更する場合

□ 変更する役員等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める「欠格事項」（法第 14 条第 5 項第 2 号）に該当していないか確認する。

※ 変更する役員等の全てについて確認してください。

※ 欠格事項に該当する者がいる場合は、その旨を届出る必要があります。

＜欠格事項の具体例＞

- ① 精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ④ 廃棄物処理法、浄化槽法、その他環境保全法令若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法（傷害、傷害助勢、暴行、凶器準備集合及び結集、脅迫、背任）若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ⑤ 法第 7 条の 4 第 1 項（第 4 号の場合を除く。）若しくは第 2 項、第 14 条の 3 の 2 第 1 項（第 4 号の場合を除く。）若しくは第 2 項（これらの規定を第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取消され、その取消の日から 5 年を経過しない者
- ⑥ 廃棄物処理法又は浄化槽法に基づく許可取消の聴聞通知があった日から、その処分を決定するまでの間に廃止届出書を提出し、5 年を経過しないもの
- ⑦ 廃棄物処理業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められる相当の理由がある者
- ⑧ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（暴力団員等）
- ⑨ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

4 届出手続

- (1) この要領、記載例を参考に届出書類を作成してください。
(この要領に記載例のない様式については、「新規許可申請要領」を参考にしてください。)
- ☐ 届出する変更内容を確認の上、P7～P9 の変更届添付書類チェック表に照らして、必要書類を用意してください。
 - ☐ 届出書及び必要書類（様式の定められたもの）にボールペン等（消せるボールペン、鉛筆は不可）で記入してください。書類は片面印刷にしてください。
 - ☐ 届出書類を一式セットし、正本としてください。公的書類が必要な場合は3ヶ月以内に発行された原本を添付してください。
 - ☐ 再度、変更届添付書類チェック表に従って必要書類等を確認した後、副本用として1部コピーしてください。
※ 各行政それぞれの窓口へ2部（正本、副本各1部）提出してください。
 - ☐ 届出書を郵送で提出する場合は、必ず別紙12のチェック表を添付し、切手を貼り付けた返信用封筒を正副届出に同封してください。（副本は受領印を押印して返信用封筒にて返却いたします。）各政令市に届出する場合は、個別にご相談ください。
 - ☐ 他の申請・届出と同時に申請した場合、同時申請に関する申立書（別紙8）を提出することで一部の提出書類について省略が可能です。
※ 手数料は各々の許可申請ごとに必要です。
 - ☐ 届出に併せて、兵庫県に許可証の書換え交付申請をする場合は申請書を用意してください。（詳しくは「5 書換え交付申請について（兵庫県の場合のみ）」をご覧ください。）

5 書換え交付(または再交付)申請について(兵庫県の場合のみ)

兵庫県知事許可の許可証について、更新及び変更許可時以外で記載事項を変更した許可証が必要な場合は、別途書き換え申請(別紙)業務ではありませんが、書換えされることを紛失、汚損等により再発行を行う場合には別

兵庫県許可に係る届出の場合のみ必要です。
姫路市許可に係る届出の場合には不要です。

書換え交付申請等手数料(令和7年2月現在)(県のみ必要)

業の区分	許可証の書換え交付	許可証の再発行
産業廃棄物収集運搬業	2,000 円	2,000 円
特別管理産業廃棄物収集運搬業	2,000 円	2,000 円

※ 交付手数料は、申請取下げの場合でも返還できません。

<手数料納入方法>

兵庫県収入証紙又は電子納付により納付してください。

兵庫県収入証紙により納付する場合は、あらかじめ必要な金額の兵庫県収入証紙を収入証紙売りさばき所で購入して、記載例(P20、21)に沿って貼り付け、申請書を提出してください。郵便局等で購入できる収入印紙は使用できません。また、証紙には割印しないでください。

※収入証紙売りさばき所については以下のページをご覧ください。

https://web.pref.hyogo.jp/sk01/tb01_000000001.html



電子納付により納付する場合は、配信される納付申込完了メールに記載されている電子納付番号(大文字アルファベット1文字+8桁の数字)を、申請書(空きスペース)に記入してください。

※電子納付については以下のページをご覧ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sk01/denshinofu.html>

届出書類は郵送での提出が可能です。郵送する場合にも、必ず別紙12のチェック表を添付し、提出してください。なお、配達途上のトラブルを防止するため、申請書の手数料欄に証紙を貼付けた上で、配達した記録の残る方法で県民局に送るようにしてください。来庁して届出と併せて申請する場合は、あらかじめ受付県民局に電話してください。なお、各政令市に申請する場合は、個別にご相談ください。

<書換えた(再交付した)許可証の交付について>

許可証の交付は窓口での交付が原則です。郵送での交付を希望する場合は、許可証(A4サイズ)が入る返信用封筒等を申請時に提出するか、県民局に送付してください。送料は申請者の負担です。簡易書留、レターパックプラス等、配達・受取りの記録が残る方法で返送できるように用意をお願いします。各政令市の場合は、個別にご相談ください。

6 よくある質問

以下のHPをご覧ください。

https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/recycle/leg_276/23578

(ホーム>廃棄物・リサイクル>産業廃棄物収集運搬業許可申請に関するよくあるご質問(「申請・届出」カテゴリの一番下にあります))



変更届添付書類チェック表

- ① 氏名又は名称の変更
- ② 法定代理人、役員（監査役を含む）、相談役、顧問、政令で定める使用人、発行済株式総数の5%以上の株を保有している株主、総出資額の5%以上の額に相当する出資をしている者の変更
- ③ 事務所及び事業場等の所在地（住所を含む）の変更又は事業の用に供する施設（駐車場）
- ④ 事業の用に供する施設（車両等）並びにその設置場所及び構造又は規模の変更

チェック欄	添 付 書 類 名	変更内容				廃止	備 考
		①	②	③	④		
☐	委任状（A4判）	△	△	△	△	△	行政書士等に委任する場合 （行政書士が作成した書類に職印の押印が必要）
☐	変更（廃止）届出書（様式第11号・17号）	○	○	○	○	○	様式第11号は産業廃棄物処理業 様式第17号は特別管理産業廃棄物処理業にそれぞれ使用する
	（様式第6号の2）						
☐	（第2面）事業計画の概要 「3. 運搬施設の概要」				○		追加分を含め現有車両等と廃止車両等、収集運搬機材すべてを記入し、備考欄に新規・継続・廃止の別を記入
☐	（第6面）運搬車両の写真				○		新たに登録する車両等のみ 車両番号（プレートナンバー）、社名・氏名（個人の場合）、許可番号がはっきりわかるように撮影
☐	（第10面）誓約書		△				新たに役員等になった者がある場合
☐	事務所及び事業場等の名称及び所在地一覧表（別紙1）			○			駐車場のみ変更の場合は、別紙1は不要、別紙4は必要。
☐	事務所及び事業場等の位置図・写真（別紙2）			○			看板、表札がわかる写真を使用
☐	車両の貸借に関する証明書（別紙3）				△		新たに登録する車両が、届出者名義でない場合は必要 ただし、貸借する車両がすでに他業者で登録済の場合は使用不可 リース契約の場合は提出不要
☐	収集運搬器材の使用権原を証する書類 （自動車検査証等の写し） ☆注1				○		新たに登録する車両等がある場合 自動車検査証（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項又は電子車検証を専用読取アプリにて読み込んだ車検証情報を出力したもの（電子車検証の写しは不可））及び船舶国籍証、船舶検査証、傭船契約書等
☐	収集運搬機材の保管場所（駐車場等）の位置図（別紙4）			△	△		住所、所在地の変更、車両の増減等により変更が生じた場合は必要

チェック欄	添付書類名	変更内容				廃止	備考	
		①	②	③	④			
☐	事業者・政令使用人・役員等名簿（別紙5）		○				役員等名簿（別紙5）、株主等名簿（別紙6）のうち、変更のあるものについて添付 （簡略記載（例：1丁目1番地を1－1と記載）しない）	
☐	株主又は出資者名簿（別紙6）☆注2							
☐	事業場の代表者（政令使用人）である旨の申立書（別紙7）		△				該当する者を新たに置く場合	
☐	法人＝登記事項証明書（★） 個人＝住民票（★）（ <u>本籍記載のもの</u> （外国人にあっては国籍・地域記載のもの）で、 <u>個人番号（マイナンバー）</u> 、 <u>住民票コードが記載されていないもの</u> ）☆注2	○	○法人のみ	△			③法人:本店の場合 ③個人:住所の場合 氏名（名称）、住所の変更内容が分かるものが必要	業の許可申請と同時に変更届を提出する場合はこれらの書類は同時申請（届出）に関する申立書で省略可能
☐	登記されていないことの証明書（★）（①個人のみ）☆注3	○					<u>住所・本籍（外国人の方は国籍・地域）は両方とも記載</u>	
☐	役員・株主等（又は②に掲げる者）の住民票（★）（ <u>本籍記載のもの</u> （外国人にあっては国籍・地域記載のもの）で、 <u>個人番号（マイナンバー）</u> 、 <u>住民票コードが記載されていないもの</u> ）、登記されていないことの証明書（★）☆注2☆注3 （株主等が法人の場合） 株主等である法人の登記事項証明書（★）		△				新たに役員・株主等になった者のみ <u>登記されていない証明書については、住所及び本籍（外国人の場合は、国籍・地域）の両方を記載</u>	
☐	同時申請（届出）に関する申立書（別紙8）	△	△	△	△		複数申請・届出を同時に行う場合	
☐	許可証書換え交付申請書（別紙9）	△	△	△			許可証に書き換えが必要な場合（兵庫県に申請する場合は必要）	
☐	県内政令市で受けている産業廃棄物収集運搬業許可証の写し	△	△	△	△		兵庫県に申請する場合は必要	
☐	許可証の原本	△	△	△		○	許可証に書き換えが必要な場合（兵庫県に申請する場合は必要） 新許可証は旧許可証と交換で交付	
☐	石綿含有産業廃棄物の取扱いに関する申出書	△	△	△	△		許可証に追記が必要な場合（兵庫県に申請する場合は必要） 石綿含有産業廃棄物については、P39～P40をご確認ください。	
☐	申請書類チェック表（別紙12）	△	△	△	△	△	<u>兵庫県又は姫路市へ申請する場合</u>	

- ・△印のついた書類は、該当する場合は添付してください。
- ・公的書類（★）は全て3ヶ月以内に発行された原本をご用意ください。

＜必ずお読みください＞

- ☆注１） 自動車検査証記録事項を紛失したが電子車検証を専用読取アプリにて読み込んだ車検証情報を出力できない場合は、発行元の運輸支局等にご相談ください。
- ☆注２） 持ち株会、投資事業組合については、組織に所属している５％以上の株式を有する会員がいればその住民票及び登記されていないことの証明書の提出が必要です。
- ☆注３） 「成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」に代えて、精神の機能の障害に関する医師の診断書等でも代用可能です。

記載例 役員等の変更
車両の変更
書換え交付申請・再交付申請

●役員等変更時の記載例

様式第十一号（第十条の十関係）

産業廃棄物処理業

廃止
変更

届出書

令和〇年〇月〇日

●届出する年月日を記入してください。

兵庫県知事様

●届出先の行政機関の長（○×知事、△△市長）
を記入してください。

- 法人の場合は、本店の所在地・名称等を登記事項証明書の記載内容に合わせて記入してください。
- 個人の場合は、住民票の住所・氏名・屋号（許可証に記載が必要な場合）を記入してください。
- 郵便番号、フリガナも記入してください。
- 代表者氏名が変更する場合は、変更後の代表者氏名を記入してください。

届出者 〒600-0000
住 所 兵庫県〇〇市△△町□□番地
フリガナ XXXXXXXX ｶﾞｼｶﾞｼ
氏 名 □□株式会社

XXXX XXXX

代表取締役 □□ ○○

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号 0000-00-0000

（FAX）0000-00-XXXX

令和〇年〇月〇日付け第000000000000号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について ~~廃止~~ したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く）	この欄は記入しないでください。	

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

（変更内容が法人に係るものである場合） ※ 法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

（ふりがな） 名 称	住 所

（変更内容が個人に係るものである場合） ※ 法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更

（ふりがな） 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

別紙のとおり

廃止又は変更の理由 役員の退任及び就任
5%以上の株主の変更

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日（法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日）以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

（日本産業規格 A列4番）

●役員等変更時の記載例（新たに役員等になった者がある場合のみ）

（第10面）

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

●届出先の行政機関の長（○×知事、△△市長）を記入してください。

兵 庫 県 知 事 様

●届出年月日を記入してください。

令和○年 ○月 ○日

申請者

住所 兵庫県○○市△△町□□番地

氏名 □□株式会社
代表取締役 □□ ○○

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

●届出者について、以下により記入してください。

- ・法人：本店の所在地、商号、代表者の職及び氏名
- ・個人：住民票の住所、屋号（該当する場合）、氏名

※法人、個人、役員（監査役を含む）、相談役、顧問、株主、政令使用人、法定代理人等が廃棄物処理法に定める「欠格事項」（法第14条第5項第2号イからへ）に該当する者がいる場合、許可は取消しとなる場合がありますのでご注意ください。

「欠格事項の具体例」については、P4 参照

●役員等変更時の記載例

事業者、政令使用人、役員等名簿

- 氏名、本籍（外国人の場合は国籍・地域）、住所等は住民票記載のとおり記入してください。
簡略記載（例：1丁目1番地を1-1と記載）しないでください。

変更前

辞 任	役職名等	(フリガナ) 氏 名	本 籍（※住民票のとおり記載、外国人の方は国籍・地域を記載）	
	生年月日		住 所（※住民票のとおり記載）	
	代表取締役	(ヒョウゴ 知)	本 籍	兵庫県加古川市○×町△番地
	昭和○年○月○日	兵庫 太郎	住 所	兵庫県加古川市○×町△番地
	政令使用人 (○×部長)	(ニシノミヤ 伊助)	本 籍	兵庫県西宮市○×町△番地
	昭和△年△月△日	西宮 一郎	住 所	兵庫県西宮市○×町△番地
			本 籍	
			住 所	
			本 籍	
			住 所	

- 別紙を2枚用いて、変更前後が分かるように記載してください。

変更後

就 任	役職名等	(フリガナ) 氏 名	本 籍（※住民票のとおり記載、外国人の方は国籍を記載）	
	生年月日		住 所（※住民票のとおり記載）	
	代表取締役	(コウヘ ハナコ)	本 籍	兵庫県神戸市○○区○○町○番地
	昭和○年○月○日	神戸 花子	住 所	大阪府大阪市○×区○×町○番地
就 任	取締役	(○○ ○○) ○○ ○○ (ヒメジ サブ 助)	本 籍	韓国
	19XX年△月△日	姫路 三郎	住 所	兵庫県姫路市○×町○番地
	政令使用人 (○×部長)	(ニシノミヤ 伊助)	本 籍	兵庫県西宮市○×町△番地
	昭和△年△月△日	西宮 一郎	住 所	兵庫県西宮市○×町△番地
			本 籍	
			住 所	

- 外国人の場合
①生年月日は西暦表示
②「本名とフリガナ」、
「通称名とフリガナ」
「英名とフリガナ」を
両方記載（ローマ字も
あれば記載）

●役員等変更時の記載例

株主又は出資者名簿

変更前

株主：

出資者：

●氏名、本籍（外国人の場合は国籍・地域）、住所等は住民票記載のとおり記入してください。

簡略記載（例：1丁目1番地を1-1と記載）しないでください。

の

出資をして

発行済株式総数			1,000株		出資金総額		_____円	
(フリガナ)	生年月日 又は 設立年月日	保有株式数又は出資額	本籍 (※住民票のとおり記載、法人は不要。外国人の方は国籍・地域を記載)					
氏名又は名称		総額に対する割合	住 所 (※住民票のとおり記載)					
(ヒョウ タロウ)	昭和〇年 〇月〇日	800株・円	本 籍	兵庫県明石市〇×町〇丁目×番地				
兵庫 太郎		80%	住 所	兵庫県西宮市△〇町〇番地				
(ヒョウカンゾウカ)	昭和△年 〇月〇日	50株・円	本 籍	_____				
(株)兵庫県重工		5%	住 所	兵庫県神戸市〇×区〇△町〇番地				
			本 籍	株の残り 15%のうち 5%以上の株主はいません。				
			住 所	●株または出資金の残りが15%以上ある場合、5%以上の株主（または出資者）がいないことを記載してください。				
			本 籍					
			住 所					

●別紙を2枚用いて、変更前後が分かるように記載してください。

変更後

新規

発行済株式総数			1,000株		出資金総額		円
(フリガナ)	生年月日 又は 設立年月日	保有株式数又は出資額	本籍（※住民票のとおり記載、法人は不要。外国人の方は国籍・地域を記載）				
氏名又は名称		総額に対する割合	住 所（※住民票のとおり記載）				
(ヒョウ タロウ)	昭和〇年 〇月〇日	800株・円	本 籍	兵庫県明石市〇×町〇丁目×番地			
兵庫 太郎		80%	住 所	兵庫県西宮市△〇町〇番地			
(アガサホールディングス) (株)アガサ ホールディングス	平成△年 〇月〇日	50株・円	本 籍				
		5%	住 所	兵庫県尼崎市××町〇番地			
			本 籍	株の残り 15%のうち 5%以上の株主はいません。			
			住 所				
			本 籍				
			住 所				

●該当する場合のみ

別紙 7

●役員等変更時の記載例（政令使用人を変更する場合のみ）

事業場の代表者（政令使用人）である旨の申立書

令和○年 ○月 ○日

兵 庫 県 知 事 様

●申請する年月日を記入してください。

●申請先の行政機関の長（○×知事、
△△市長）を記入してください。

（申請者）

住 所 兵庫県○○市△△町□□番地

□□株式会社

氏 名 代表取締役 □□ ○○
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

私（当社）は、下記の者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の10
に掲げる使用人（事業場の代表者）であることを申し立てます。

記

1	<table><tr><td>職 名</td><td>○○支店長</td><td>●事業場における役職名を記載してください。</td></tr><tr><td>氏 名</td><td>△ △ □ □</td><td>●事業場の代表者（政令使用人）としてここに記載された人は、別紙5へ記載し、住民票等も提出してください。</td></tr></table>	職 名	○○支店長	●事業場における役職名を記載してください。	氏 名	△ △ □ □	●事業場の代表者（政令使用人）としてここに記載された人は、別紙5へ記載し、住民票等も提出してください。
職 名	○○支店長	●事業場における役職名を記載してください。					
氏 名	△ △ □ □	●事業場の代表者（政令使用人）としてここに記載された人は、別紙5へ記載し、住民票等も提出してください。					
2	<table><tr><td colspan="2">事業場の代表者（政令使用人）である理由</td></tr><tr><td colspan="2">当社が行う産業廃棄物処理業務の契約権限を上記の者に委任しているため。</td></tr></table>	事業場の代表者（政令使用人）である理由		当社が行う産業廃棄物処理業務の契約権限を上記の者に委任しているため。			
事業場の代表者（政令使用人）である理由							
当社が行う産業廃棄物処理業務の契約権限を上記の者に委任しているため。							
※留意事	●この申立書は、法施行令第6条の10に掲げる使用人を置く場合にのみ提出してください。 ※ 政令で定める使用人 申請者の使用人で、 ①本店又は支店の代表者 または、 ②継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者						

●車両変更時の記載例

様式第十一号（第十条の十関係）

産業廃棄物処理業 廃止 変更 届出書																					
令和〇年〇月〇日																					
●届出する年月日を記入してください。																					
兵庫県知事様 ●届出先の行政機関の長(○×知事、△△市長)を記入してください。 ●法人の場合は、本店の所在地・名称等を登記事項証明書の記載内容に合わせて記入してください。 ●個人の場合は、住民票の住所・氏名・屋号（許可証に記載が必要な場合）を記入してください。 ●郵便番号、フリガナも記入してください。	届出者 〒600-0000 住 所 兵庫県〇〇市△△町□□番地 フリガナ XXXXXXXX ｶﾞｼｶﾞｼ 氏 名 □□株式会社 XXXX XXXX 代表取締役 □□ ○○ (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 電話番号 0000-00-0000 (FAX) 0000-00-XXXX																				
令和□年□月□日付け第000000000000号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。																					
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">新</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="height: 100px; text-align: center; vertical-align: middle;">別紙のとおり</td> </tr> </tbody> </table>	新	旧	別紙のとおり																	
新	旧																				
別紙のとおり																					
変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）																					
(変更内容が法人に係るものである場合) ※ 法定代理人、株主及び出資をしている者の変更 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">(ふりがな) 名 称</th> <th style="width: 70%;">住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		(ふりがな) 名 称	住 所																		
(ふりがな) 名 称	住 所																				
(変更内容が個人に係るものである場合) ※ 法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">(ふりがな) 氏 名</th> <th style="width: 20%;">生年月日</th> <th style="width: 20%;">本 籍</th> <th style="width: 40%;">住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>役職名・呼称</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍	住 所		役職名・呼称														
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍	住 所																		
	役職名・呼称																				
廃止又は変更の理由	収集運搬車両の入替えに伴う変更																				
備考 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日（法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日）以内に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。																					

（日本産業規格 A列4番）

●車両変更時の記載例

(第2面)

●車検証等記載の「車体の形状」を記入してください。 ●車検証等の添付の有無に関わらず、「車検証のとおり」と記載しないでください。					
3. 運搬施設					
(1) 運搬車両					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	ダンプ	神戸11う 〇〇-〇〇	9,250	自社	継続
2	キャブオーバ	姫路11あ 〇〇-〇〇	7,500	自社	廃止
3	タンク車	神戸88う 〇〇-〇〇	10,000	(株)☆☆商事	継続
4	塵芥車	姫路88あ 〇〇-〇〇	3,000	(株)☆☆商事	車両の貸借に関する証明書添付 新規
5	↑		↑		↑
6	●新規、継続、廃止、すべての車両等を記入してください。 ●車検証等の備考欄に「積載物品は土砂等以外のものとする」等の表示がある場合には、がれき類、鉋さい、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずは運搬できません（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法）。 ●車両の場合は、車検証等の積載能力を、船舶の場合は、総トン数を記入してください。 ●新規、継続、廃止の別を記入してください。 （前回提出した申請書又は届出書の内容と矛盾がないように記載してください。） ●新規の車両で、申請者と車検証等の使用者（空欄の場合は所有者）が異なる場合に別紙3「車両の貸借に関する証明書」を添付してください。 ●土砂等積載禁止ダンプがある場合は、積載しない産業廃棄物の種類を記載してください。				
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地		変更なし			
駐車場の所在地		変更なし			
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称		用途	容量	備考	

●車両変更時の記載例（新規の車両がある場合）

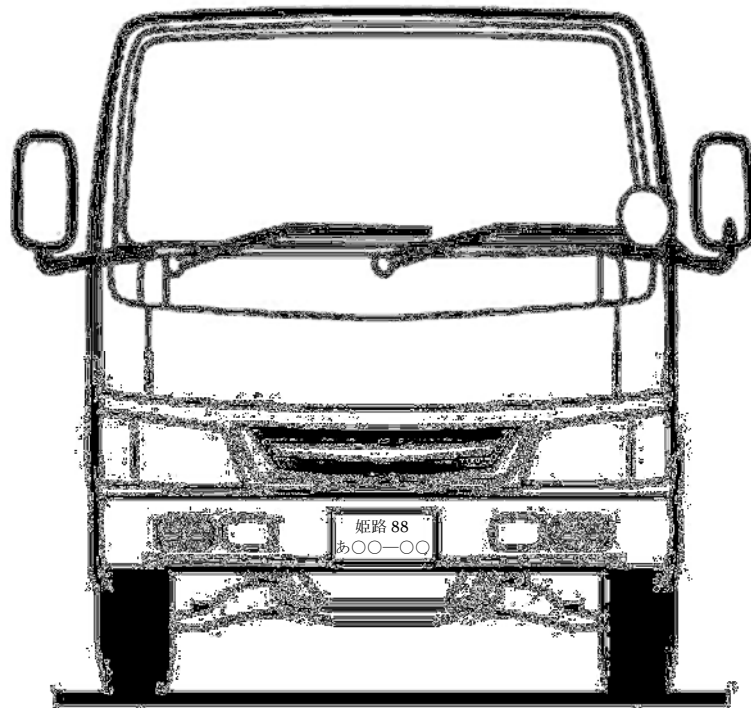
（第6面）
運搬車両の写真

自動車登録番号又は
車両番号

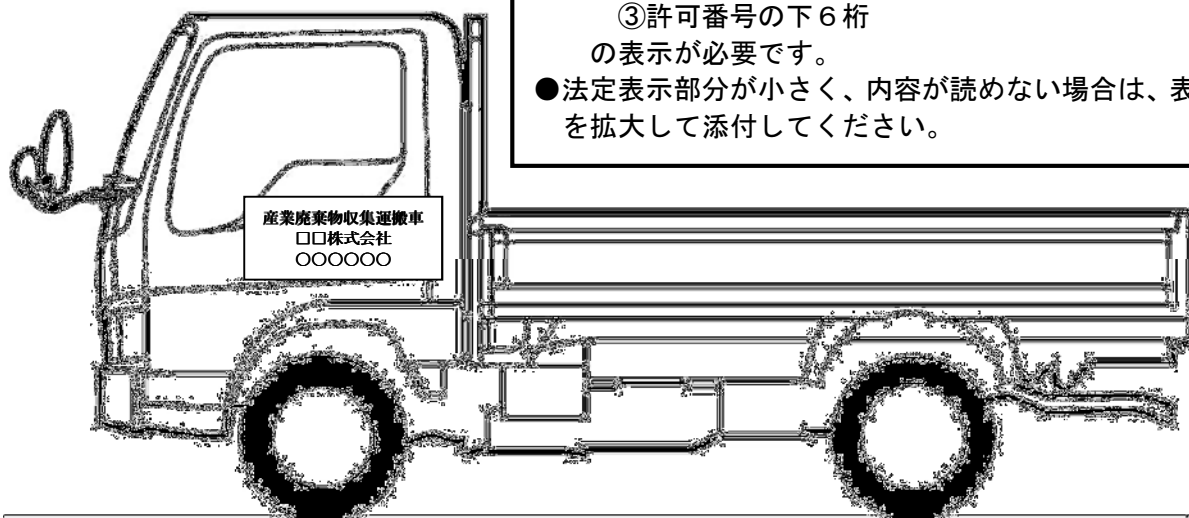
姫路 8 8 あ〇〇-〇〇

●車両番号が確認できる写真にしてください。
※車両番号がはっきり表示されていれば、少し斜め前方からの写真でも結構です。

前
面
写
真



側
面
写
真



●車両等の全体を写したものを貼ってください。
●産業廃棄物運搬車である旨の法定表示が分かるようにしてください。
※ 法定表示は、
①産業廃棄物収集運搬車である旨
②社名又は氏名（個人の場合、屋号のみは不可）
③許可番号の下6桁
の表示が必要です。
●法定表示部分が小さく、内容が読めない場合は、表示部分を拡大して添付してください。

撮影 令和〇年 〇月 〇日

●車両等が2台以上の場合には、この用紙を必要枚数複写して使用してください。

車 両 の 貸 借 に 関 す る 証 明 書

令和○年 ○月 ○日

兵 庫 県 知 事 様

●申請する年月日を記入してください。

●申請先の行政機関の長（○×知事、△△市長）
を記入してください。

結していることを証明いたします。
万一、適合しなくなった場合には借主は当該車両の使用を廃止する旨の変更届を行うことを
誓約いたします。

1 貸

●車両を貸借する場合（自動車検査証等の使用者欄（空欄の場合は所有者欄）が申請者
以外の場合）は、車両の貸借に関する証明書（別紙 3）を添付してください。リース
契約の場合等使用者欄に記載がある場合は提出不要です。

の期間

2 貸

●法人が申請者で使用者が代表取締役個人となっている場合（社長個人から法人に貸す
場合）も別紙 3 を添付してください。

は貸主

●船舶の場合は、船舶国籍証の写し、船舶検査証の写し、傭船契約書の写し（船舶を貸
借する場合）等の添付が必要です。

特別管

棄物

（特別管理産業廃棄物）収集運搬業に使用するものではないこと。

③ 貸主は、借主が当該車両を借用している間、借主以外の産業廃棄物（特
別管理産業廃棄物）収集運搬業者に重ねて当該車両を使用させるものでない
こと。

3 自動車登録番号

姫路 1 1 あ○○-○○
神戸 4 4 い△△-△△

●同じ貸主の車両は、全て記入してください。

4 使用期間

令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 10 年 3 月 31 日 まで

5 保管場所

所在地（住所）兵庫県○○市△△町□□番地

（貸 主） 住 所

神戸市△△区○○町□丁目▽番◇号

●貸主が法人の場合は、代表者の役
職・氏名も記入してください。

△△株式会社
氏 名 代表取締役 △△ □□
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 (○○○○) ○○ -○○○○

（借 主） 住 所

兵庫県姫路市○○区△△町□□番地

●個人の場合は、住民票の住所を記
入してください。

□□株式会社
氏 名 代表取締役 □□ ○○
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

※留意事項 貸主は車検証の使用者欄の方を記入してください。

●貸主が 2 名以上の場合は、この用紙をコピーして使用してください。

様式第 4 号

- 兵庫県知事許可の許可証書換え時には 2,000 円の収入証紙を貼付してください。(政令市長許可の許可証書換え時は本様式の提出は不要です。)
- 証紙には押印しないでください。

収入証紙
2,000 円
兵庫県

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業許可証書換え交付申請書

令和○年 ○月 ○日

兵 庫 県 知 事 様

申請者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

〒 600-0000

兵庫県○○市△△町□□番地

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

□□株式会社 代表取締役 □□ ○○

電話 (○○○) ○○○ — ○○○○ 番

- 理由を具体的に記入してください。

許 可 年 月 日	令和□年□月□日	
許 可 番 号	第 02800000000 号	
書換交付申請の理由	代表取締役の変更	
変 更 内 容	変 更 後	変 更 前
	代表取締役 兵庫 太郎	代表取締役 兵庫 花子
●許可証記載事項のうち、変更する事項を全て記載してください。		

様式第 5 号

- 兵庫県知事許可の許可証再交付時には 2,000 円の収入証紙を貼付してください。(政令市長許可の許可証再交付時は本様式の提出は不要です。)
- 証紙には割印しないでください。

収入証紙
2,000 円
兵庫県

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業許可証再交付申請書

令和○年 ○月 ○日

兵庫県知事様

申請者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
〒 600-0000

兵庫県○○市△△町□□番地

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

□□株式会社 代表取締役 □□ ○○

電話 (○○○) ○○○ — ○○○○ 番

- 該当する理由を○で囲んでください。

許可年月日	令和□年□月□日
許可番号	第 02800000000 号
再交付申請の理由	破 損・汚 損・亡 失 具体的理由 許可証を複写する際に誤って破損したため。

- 理由を具体的に記入してください。

(備考) 破損又は汚損した場合、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業許可証を添付すること。

●特別管理産業廃棄物処理業の記載例

様式第十七号（第十条の二十三関係）

特別管理産業廃棄物処理業

廃止 届出書
変更

●特別管理産業廃棄物の許可にあつてはこれらの様式を使用すること。
（条文などが異なります）

令和○年○月○日

●届出する年月日を記入してください。

兵 庫 県 知 事 様

●届出先の行政機関の長（○×知事、△△市長）を記入してください。

届出者 〒600-0000
住 所 兵庫県○○市△△町□□番地
フリガナ XXXXXXXXｶﾞﾗｼﾞﾝｼﾞﾔ
氏 名 □□株式会社
代表取締役 □□ ○○
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
電話番号 0000-00-0000

令和○年○月○日付け第0000000000000号で許可を受けた特別管理産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 したもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容 （規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項を除く）	別紙のとおり	

変更した事項の内容（規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項）

（変更内容が法人に係るものである場合） ※ 法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

（ふりがな） 名 称	住 所

（変更内容が個人に係るものである場合） ※ 法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更

（ふりがな） 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

廃止又は変更の理由 ○○の変更

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内（法人で規則第10条の23第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日）に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

（日本産業規格 A列4番）

届出・申請様式

産業廃棄物処理業 廃止 届出書 変更		
年 月 日		
様		
届出者 氏 住 所 フリガナ 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)		
電話番号		
年 月 日付け第 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の 事項について 廃止 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項に 変更 において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。		
	新	旧
廃止した事業又は 変更した事項の内 容（規則第10条の 10第1項第2号に 掲げる事項を除く）		
変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）		
(変更内容が法人に係るものである場合) ※ 法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
(ふりがな) 名 称	住 所	
(変更内容が個人に係るものである場合) ※ 法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
廃止又は変更の理 由		
備考		
1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日（法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により 登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日）以内に提出すること。		
2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式 の例により作成した書面を添付すること。		

特別管理産業廃棄物処理業 廃止 届出書 変更

年 月 日

様

届出者 千
住 所
フリガナ
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた特別管理産業廃棄物処理業に係る
以下の事項について 廃止 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第3項
変更
において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は 変更した事項の内 容（規則第10条の 23第1項第2号に 掲げる事項を除く）		

変更した事項の内容（規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項）

（変更内容が法人に係るものである場合） ※ 法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

(ふりがな) 名 称	住 所

（変更内容が個人に係るものである場合） ※ 法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

廃止又は変更の理
由

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内（法人で規則第10条の23第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日）に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

（日本産業規格 A列4番）

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

事務所の所在地

駐車場の所在地

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考

(第6面)
運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号			
前 面 写 真	写真の方向等について図示するのが望ましい。 注意事項 ・車両の前面（ナンバープレート）を撮影すること。 ・ナンバープレートが確認できること。		
	側 面 写 真 注意事項 ・車両の側面（真横）を撮影すること。 ・名称等の車体の表示が確認できること 既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「社名（個人の場合は氏名）」、「許可番号」）が表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。		
		撮影	年 月 日

(第10面)

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

都道府県知事 様
(市長)

申請者
住所
氏名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

事務所及び事業場等の名称及び所在地一覧表

(年 月 日現在)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
	〒	() —
	〒	() —
	〒	() —
	〒	() —
	〒	() —
	〒	() —
	〒	() —
	〒	() —

※留意事項 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業務に係る連絡先には○を付してください。

（法人の場合）・・・登記事項証明書上の本店所在地と営業活動の本拠地の所在地が異なる場合には、両方の所在地を記入してください。また、本申請の許可に係る事業所についても、記入してください。

（個人の場合）・・・住民票の住所と事業場の所在地の両方を記入してください。また、本申請の許可に係る事業所についても、記入してください。

事務所及び事業場等の位置図・写真

事務所及び事業場等の 所 在 地	
事務所及び事業場等の位置図	() から徒歩 () 分 (最寄り駅等、主たる目標物から詳しく記入してください。)
事務所及び事業場等の写真	

※留意点 位置図・・・目印（銀行・郵便局・ガソリンスタンドなど）を記載してください。
 写 真・・・建物全体の外観と会社名や屋号がわかる写真を貼ってください。

車両の貸借に関する証明書

年 月 日

様

下記のとおり貸主と借主は車両の貸借契約を締結していることを証明いたします。
万一、適しなくなった場合には借主は当該車両の使用を廃止する旨の変更届を行うことを誓約いたします。

- 1 貸借目的 借主が産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業を行うために下記の期間継続して使用すること。
- 2 貸借条件
 - ① 借主、又は借主の従業員が当該車両を運転するものであり、貸主又は貸主の従業員が当該車両を運転するなど貸主が借主の名義で産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業を行うものではないこと。
 - ② 貸主は、借主が当該車両を借用している間、自ら当該車両を産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業に使用するものではないこと。
 - ③ 貸主は、借主が当該車両を借用している間、借主以外の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業者に重ねて当該車両を使用させるものでないこと。

3 自動車登録番号

4 使用期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

5 保管場所 所在地（住所）

（貸主）住所

氏名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 （ ） —

（借主）住所

氏名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

※留意事項 貸主は車検証の使用者欄の方を記入してください。

収 集 運 搬 器 材 の 保 管 場 所 (駐 車 場 等) の 位 置 図

保管場所所在地	
保 管 場 所 位 置 図	(最寄り駅等、主たる目標物から詳しく記入してください。)

事業者、政令使用人、役員等名簿

役職名等	(フリガナ) 氏 名	本 籍 (※住民票のとおり記載、外国人の方は国籍・地域を記載)	
生年月日		住 所 (※住民票のとおり記載)	
年 月 日		本 籍	
		住 所	
年 月 日		本 籍	
		住 所	
年 月 日		本 籍	
		住 所	
年 月 日		本 籍	
		住 所	
年 月 日		本 籍	
		住 所	
年 月 日		本 籍	
		住 所	
年 月 日		本 籍	
		住 所	
年 月 日		本 籍	
		住 所	
年 月 日		本 籍	
		住 所	
年 月 日		本 籍	
		住 所	

※ 上記の者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 5 項第 2 号の規定に該当する場合は、許可することができない。

株主又は出資者名簿

株 主 : 株式会社の株主で、発行済株式総数の 100 分の 5 以上 の株式を有するもの

出資者 : 株式会社以外の法人で、出資金総額の 100 分の 5 以上 の額に相当する出資をしているもの

発行済株式総数			出資金総額	
株			円	
(フリガナ) 氏名又は名称	生年月日 又は 設立年月日	保有株式数又は出資額	本 籍 (※住民票のとおり記載、法人は不要。外国人の方は国籍・ 地域を記載)	
		総額に対する割合	住 所 (※住民票のとおり記載)	
		株・円	本 籍	
		%	住 所	
		株・円	本 籍	
		%	住 所	
		株・円	本 籍	
		%	住 所	
		株・円	本 籍	
		%	住 所	
		株・円	本 籍	
		%	住 所	
		株・円	本 籍	
		%	住 所	
		株・円	本 籍	
		%	住 所	
		株・円	本 籍	
		%	住 所	

※ 上記の者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 5 項第 2 号の規定に該当する場合は、許可されない場合があります。

事業場の代表者（政令使用人）である旨の申立書

年 月 日

様

(申請者)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

私（当社）は、下記の者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の10に掲げる使用人（事業場の代表者）であることを申し立てます。

記

1	職 名 氏 名
2	事業場の代表者（政令使用人）である理由

※留意事項

事業場の代表者となる条件

最低限、「申請者が行う産業廃棄物処理業務の契約権限が委任されていること」が必要です。

年 月 日

様

(申請者)

住 所
氏 名

同時申請（届出）に関する申立書

本申請（届出）における下記の添付書類については、

年 月 日付けで貴庁に同時に

申請（届出）した	☐ 産業廃棄物	☐ 収集運搬業	☐ 新規（設置）許可申請書
	☐ 特別管理産業廃棄物	☐ 処分業	☐ 変更許可申請書
		☐ 処理施設	☐ 更新許可申請（協議）書
			☐ （軽微）変更届出書

のものと共通しておりますので、添付を省略します。

記

チェック欄	添 付 書 類
☐	事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面及び設計計算書
☐	事業の用に供する施設の付近見取図
☐	運搬車両等及び運搬容器等の写真
☐	事業の用に供する施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類 ※ 自動車検査証等の写しなど
☐	事業を行うに足りる（産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する）技術的能力を説明する書類 ※ 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター講習会修了証の写し
☐	事業の開始に要する（産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する）資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
☐	直前3年間の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表【申請者が法人の場合】
☐	直前3年間の法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類【申請者が法人の場合】
☐	資産に関する調書【申請者が個人の場合】
☐	直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類【申請者が個人の場合】
☐	定款又は寄附行為及び登記事項証明書【申請者が法人の場合】
☐	申請者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書【申請者が個人の場合】
☐	誓約書
☐	法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書【申請者が未成年の場合】
☐	役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書【申請者が法人の場合】
☐	発行済株式総数5%以上の株主又は出資の額の5%以上の額に相当する出資者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）【申請者が法人の場合】
☐	政令使用人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書
☐	直前の事業年度に係る有価証券報告書【申請者が法人の場合】 （優良認定を受けようとする場合は、直前の2事業年度）
☐	遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面
☐	事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類
☐	環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類
☐	電子マネーフェストに係る基準に適合することを証する書類
☐	税・保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類

様式第 4 号

収入証紙

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業許可証書換え交付申請書

年 月 日

兵 庫 県 知 事 様

申請者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
〒

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話 () ー 番

許 可 年 月 日		
許 可 番 号		
書換交付申請の理由		
変 更 内 容	変 更 後	変 更 前

様式第 5 号

収入証紙

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業許可証再交付申請書

年 月 日

兵庫県知事様

申請者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
〒

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話（ ） — 番

許可年月日	年 月 日
許可番号	
再交付申請の理由	破 損・汚 損・亡 失
	具体的理由

(備考) 破損又は汚損した場合、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業許可証を添付すること。

※届出書類を提出する際には、必ず本チェック表も添付してください。

- ① 氏名又は名称の変更
- ② 法定代理人、役員（監査役を含む）、相談役、顧問、政令で定める使用人、発行済株式総数の5%以上の株を保有している株主、総出資額の5%以上の額に相当する出資をしている者の変更
- ③ 住所又は事務所及び事業場の所在地（住所を除く）の変更
- ④ 事業の用に供する施設（車両）並びにその設置場所（駐車場）及び構造又は規模の変更

チェック欄 添付内容	(特別管理)産業廃棄物収集運搬業（変更（廃止）届出） 【兵庫県又は姫路市用】	変 更 内 容				廃止
		①	②	③	④	
☐	以下についての原本一式の正本及び副本が揃っている。	○	○	○	○	○
☐	委任状（行政書士等に委任する場合）	△	△	△	△	△
☐	☐ 行政書士の押印がある。（届出書等の作成書類に押印している場合は不要）					
☐	（様式第11号・17号）変更（廃止）届出書	○	○	○	○	○
☐	（様式第6号の2）（第2面）事業計画の概要				○	
☐	☐ 追加分を含め現有車両等と廃止車両等、収集運搬機材すべてを記載し、備考欄に新規・継続・廃止の別を記載している。					
☐	（様式第6号の2）（第6面）運搬車両の写真（追加車両がある場合）				△	
☐	☐ 車両番号の文字が読める。					
☐	☐ 法定表示の内容が読める（小さくて読めない場合は拡大写真も添付）。					
☐	（様式第6号の2）（第10面）誓約書		△			
☐	（別紙1）事務所及び事業場等の名称及び所在地一覧表			○		
☐	☐ （法人の場合）申請に係る本店、本社、支店、営業所等を記載している。			○		
☐	☐ （個人の場合）住民票の住所と事務所・事業場等の住所を記入している。			○		
☐	（別紙2）事務所及び事業場等の位置図・写真（事務所、事業場等ごとに添付）			○		
☐	☐ 写真は表札・看板などを含み、会社名がわかるようになっている。					
☐	（別紙3）車両の貸借に関する証明書（追加車両が届出者名義でない場合。リースの場合は不要）				△	
☐	収集運搬器材の使用権原を証する書類（自動車検査証等の写し）				○	
☐	☐ 全て有効期限内である。					
☐	（別紙4）収集運搬機材の保管場所の位置図（所在地の変更、車両の増減等により変更が生じた場合）			△	△	
☐	（別紙5）事業者・政令使用人・役員等名簿		○			
☐	☐ 住民票記載のとおりに記載している（省略記載していない）。					
☐	（別紙6）株主又は出資者名簿		○			
☐	☐ 住民票記載のとおりに記載している（番地や丁目などを省略していない）。					
☐	事業場の代表者（政令使用人）である旨の申立書（政令使用人に該当する場合）		△			
☐	法人の登記事項証明書（5%以上の株主・出資者の法人のものを含む）（★） ③については、届出者の住所に変更があった場合）	○	△	△		
☐	法人の定款又は寄附行為	○				
☐	住民票（★）	○	○	△		
☐	☐ 本籍（外国人の方は国籍・地域）が記載されており、マッパ・住民票コードの記載がないもの。					
☐	登記されていないことの証明書（★）	○	△			
☐	☐ 住民票記載のとおりに記載している（番地や丁目などを省略していない）。 住所・本籍（外国人の方は国籍・地域）は両方とも記載している。					
☐	（別紙8）同時申請（届出）に関する申立書（複数申請・届出を同時に行う場合）	△	△	△	△	
☐	許可証書換え交付申請書（別紙9）	△	△	△		
☐	☐ 手数料（兵庫県収入証紙2,000円分）を貼り付けている。					
☐	許可証再交付申請書（別紙10）	△	△	△		
☐	☐ 手数料（兵庫県収入証紙2,000円分）を貼り付けている。					
☐	県内政令市で受けている産業廃棄物収集運搬業許可証の写し（兵庫県に提出する場合）	△	△	△	△	
☐	許可証の原本	△	△	△		○
☐	副本・許可証（書換えの場合）送付用封筒（配達記録が残る形式のもの、切手添付、返送住所記載済みのもの） ※郵送による提出、許可証の書換えを伴い受領も郵送を希望する場合のみ 各政令市の場合は、個別にご相談ください。	△	△	△	△	△

- ・△印の書類は、該当がある場合に添付してください。
- ・公的書類（★）は全て3ヶ月以内に発行された原本をご用意ください。
- ・申請書類の内容等については、p7-9の添付書類チェック表等を参照してください。

石綿含有産業廃棄物の取扱いについて

兵庫県では、産業廃棄物収集運搬業許可証（積替え保管を含まない）については、「廃プラスチック類」、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」、「がれき類」、「汚泥」の4品目の後ろに「(石綿含有産業廃棄物を含む。)」または「(石綿含有産業廃棄物を除く。)」を記載しています。

令和3年3月30日に「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第3版)」が環境省より公表され、新たに石綿含有産業廃棄物の汚泥に該当するものが存在する旨記載されました。

このため、令和3年5月より新たに汚泥についても「(石綿含有産業廃棄物を含む。)」または「(石綿含有産業廃棄物を除く。)」と記載することとします。

「石綿含有産業廃棄物を除く。」と記載がない許可証は、石綿含有産業廃棄物を取り扱うことが可能です。

限定の記載がない許可証については、石綿含有産業廃棄物の取扱いに関する申出書を提出してください。許可及び書換え時に「(石綿含有産業廃棄物を含む。)」と記載します。「(石綿含有産業廃棄物を除く。)」と記載することを希望する場合は、更新申請等の手続きに併せて、事業の一部廃止として、変更届出書を提出してください。

また、「(石綿含有産業廃棄物を含む。)」から「(石綿含有産業廃棄物を含まない。)」に変更する場合は、変更届出書を提出してください。なお、「(石綿含有産業廃棄物を含まない。)」から「(石綿含有産業廃棄物を含む。)」に変更する場合は、事業範囲の変更許可申請書の提出が必要です。

区 分	許可証における記載
石綿含有産業廃棄物を扱えない場合	次のとおり、品目の後に括弧書きで限定の記載があります。 汚泥（石綿含有産業廃棄物を除く。） 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。） ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。） がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）
石綿含有産業廃棄物を扱う場合	許可日、書換え交付日が令和3年5月1日以降のものには「石綿含有産業廃棄物を含む。」と記載しています。 汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。） 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。） がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。） ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）

平成26年1月1日以前に交付された許可証の場合は、「(石綿含有産業廃棄物を含む。)」という記載はありません。この場合、「(石綿含有産業廃棄物を除く。)」と記載されていない場合は、石綿含有産業廃棄物を取扱うことができます。

※ 政令市（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市）が行う許可については、各市へお問い合わせください。

石綿含有産業廃棄物の取扱いに関する申出書

兵庫県知事 様

年 月 日

住 所（法人にあっては主たる事務所の所在地）
〒

.....
氏 名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

.....
電 話

電子メール

現在申請している産業廃棄物収集運搬業の許可申請において、石綿含有産業廃棄物である汚泥を

{ 取り扱います。

{ 取り扱いません。